

大分市宅配ボックス設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年7月18日

大分市長 足 立 信 也

大分市宅配ボックス設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、留守中の宅配物や郵便物の受取を可能とする設備（以下「宅配ボックス」という。）の設置を推進することにより、宅配での再配達を抑制し、物流における温室効果ガスの排出削減による地球温暖化対策に寄与するため交付する大分市宅配ボックス設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 本市の区域内に存する建物で、居住の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1以上のものをいう。
- (2) 戸建住宅 独立した1棟の住宅をいう。
- (3) 集合住宅 1棟の建物内に複数の住戸が区画され、各区画がそれぞれ独立した住宅をいう。
- (4) 既設住宅 第6条の規定による申請をしようとする日（以下「交付申請日」という。）の属する年度の前年度の末日以前に登記簿に登録されている住宅

をいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる宅配ボックス（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 耐久性及び防水性があり、宅配物を安全に保管できること。
- (2) 盗難防止のため、容易に移動できないよう固定されていること。
- (3) 宅配物を受け取る正当な権原を有する受取人（以下「受取人」という。）のみが受領できるセキュリティ機能を有していること。
- (4) 3辺の合計が80cm以上の宅配物を保管できる大きさであること。ただし、集合住宅の共用部分に設置するものにあつては、1以上のボックスが当該要件を満たすこと。
- (5) 購入日時点で新品であること。
- (6) 設置場所が本市の区域内に存する既設住宅であること。
- (7) 設置場所が消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令の規定に抵触しないこと（集合住宅の住戸に設置する場合に限る。）。
- (8) 受取人が不在時の運送業者による宅配物の宅配及び受取人による宅配物の受取が常時可能なものであること。
- (9) 交付申請日の属する年度の初日から交付申請日までの間に購入されたものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自ら居住する戸建住宅若しくは集合住宅の住戸に補助対象設備を設置する者（補

助対象者が所有権を有しない戸建住宅若しくは集合住宅の住戸に補助対象設備を設置する場合にあっては当該戸建住宅又は集合住宅の住戸の所有者（補助対象者が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する区分所有権（以下「区分所有権」という。）を有する者（以下「区分所有者」という。）から賃借する場合は、管理組合及び区分所有者）から、補助対象者が区分所有権を有する集合住宅の住戸に補助対象設備を設置する場合にあっては管理組合から設置に係る同意を得た者に限る。ただし、補助対象設備の設置について、同意を要しないものとして市長が別に定める場合は、この限りでない。）又は共用部分での使用を目的として、所有（区分所有権に基づく所有を除く。）し、若しくは管理する集合住宅に補助対象設備を設置する者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。

(2) 過去に同一の補助対象設備について、国、本市又は他の地方公共団体から購入又は設置に係る費用の補助を受けていないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備（付属品を含む。以下同じ。）の購入及び設置に係る経費（当該設備の運搬に係る費用並びに消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 補助金は、戸建住宅又は集合住宅の住戸に補助対象設備を設置する場合にあっては1世帯につき3万円、所有し、又は管理する集合住宅に補助対象設備を設置する場合にあっては1所有者（区分所有者を除き、法人を含む。）又は1管理組合につき30万円を上限とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、同一の戸建住宅又は集合住宅の住戸につき3万円、同一の集合住宅につき30万円（集合住宅の住戸の居住者による申請に係る補助金を除く。）を補助の上限とする。
- 5 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市宅配ボックス設置費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、交付申請日の属する年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費を支出したことが分かる領収書等の写し
- (2) 補助対象設備が第3条各号に掲げる要件を満たすことを確認できる書類
- (3) 補助対象設備の設置後のカラー写真
- (4) 管理組合の総会の議事録等管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類の写し（申請者が管理組合の場合に限る。）
- (5) 管理組合の総会又は理事会で宅配ボックス設置の決議がされたことを

示す書類の写し（申請者が管理組合の場合に限る。）

- (6) 同意書（様式第2号）（申請者が所有権を有しない戸建住宅又は集合住宅の住戸に設置する場合（第4条の規定により同意を要しないものとして市長が定める場合を除く。）に限る。）

- (7) その他市長が特に必要と認める書類

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、大分市宅配ボックス設置費補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（設置者の協力）

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「設置者」という。）は、市長から次に掲げる事項について協力を求められたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

- (1) 補助対象設備の使用状況等に関するアンケートの提出

- (2) その他市長が必要と認める事項

（財産処分の制限）

第9条 設置者は、補助対象設備の設置が完了した日から5年を経過する日までの間は、市長の承認を受けないで当該補助対象設備を譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしようとするときは、設置者に補助金の全

部又は一部を返還させることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 暴力団員又は暴力団関係者であると判明したとき。
- (5) その他市長が不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、大分市宅配ボックス設置費補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市宅配ボックス設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際改正前の大分市宅配ボックス設置費補助金交付要綱様式第1号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項並びに附則第1項の見出し及び項番号を削る改定規定は、令和6年3月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市宅配ボックス設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年10月6日から施行し、令和7年5月1日から適用する。